

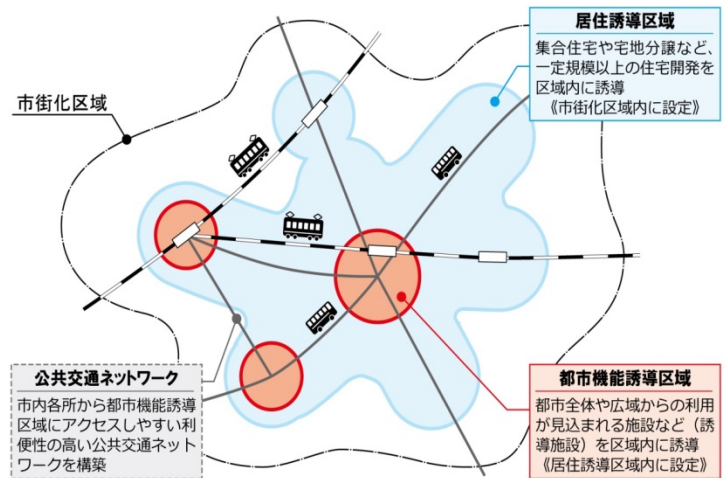
# 『立地適正化計画』 策定支援のご提案

～住みやすい・暮らし続けられるまちづくりに向けて～

## 1. 「立地適正化計画」とは？

- 平成 26 年度に「都市再生特別措置法」が改正され、市町村が『立地適正化計画』を策定することができるようになりました。
- 「立地適正化計画」は、まちの中心部などに集約することが望ましい施設（医療・福祉・商業等）を誘導する『都市機能誘導区域』や、市街地の中でも特に生活しやすいエリアなどに居住を誘導する『居住誘導区域』などを設定するとともに、施設や居住を誘導するための様々な施策を推進していくことを目的とした計画です。

〔立地適正化計画のイメージ〕



## 2. 「立地適正化計画」でできること

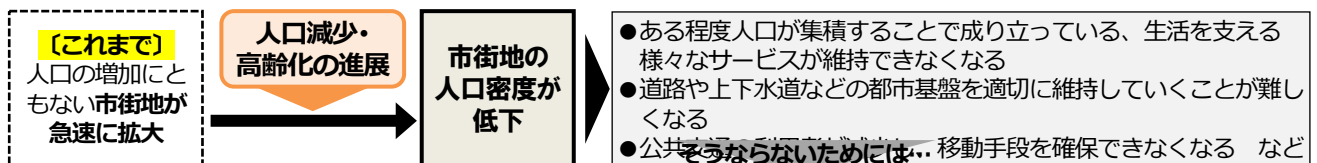
- これまでの都市計画の枠組みでも、地域地区（用途地域等）などにより土地利用をコントロールすることや、市街地開発事業などにより施設等の立地を促進・誘導することは可能です。しかし、開発圧力の低下や地域経済の低迷、自動車に過度に依存するライフスタイルの浸透などを背景に、既存の枠組みだけでは目指す都市像を実現することが難しくなっています。
- 「立地適正化計画」を策定することで、施設立地や住宅開発などに対して個別・具体的に働きかけを行うことができるようになり、より主体的・能動的にまちづくりに取り組んでいくことが可能になります。
- 従来の都市計画による取り組みや公共交通に関する取り組みなどと、「立地適正化計画」に基づく取り組みを一体的に進めていくことで、より効率的・効果的に目指す都市像の実現を推進していくことが期待されます。

〔一体的な取り組みイメージ〕



## 3. 「立地適正化計画」が目指すもの

- 全国的な傾向となっている人口減少がさらに進行し、市街地の人口密度の低下が続いた場合、生活を支える様々なサービス（スーパーマーケット・病院など）が維持できなくなる可能性があります。
- このため、「立地適正化計画」に基づいて『コンパクト+ネットワーク』の都市構造構築に向けた取り組みを推進し、高齢者なども含めた誰もが住みやすい・暮らし続けられるまちを目指す必要があります。
- なお、「立地適正化計画」に基づく取り組みに対しては、国から様々な支援策を受けることができます。



### コンパクト + ネットワーク

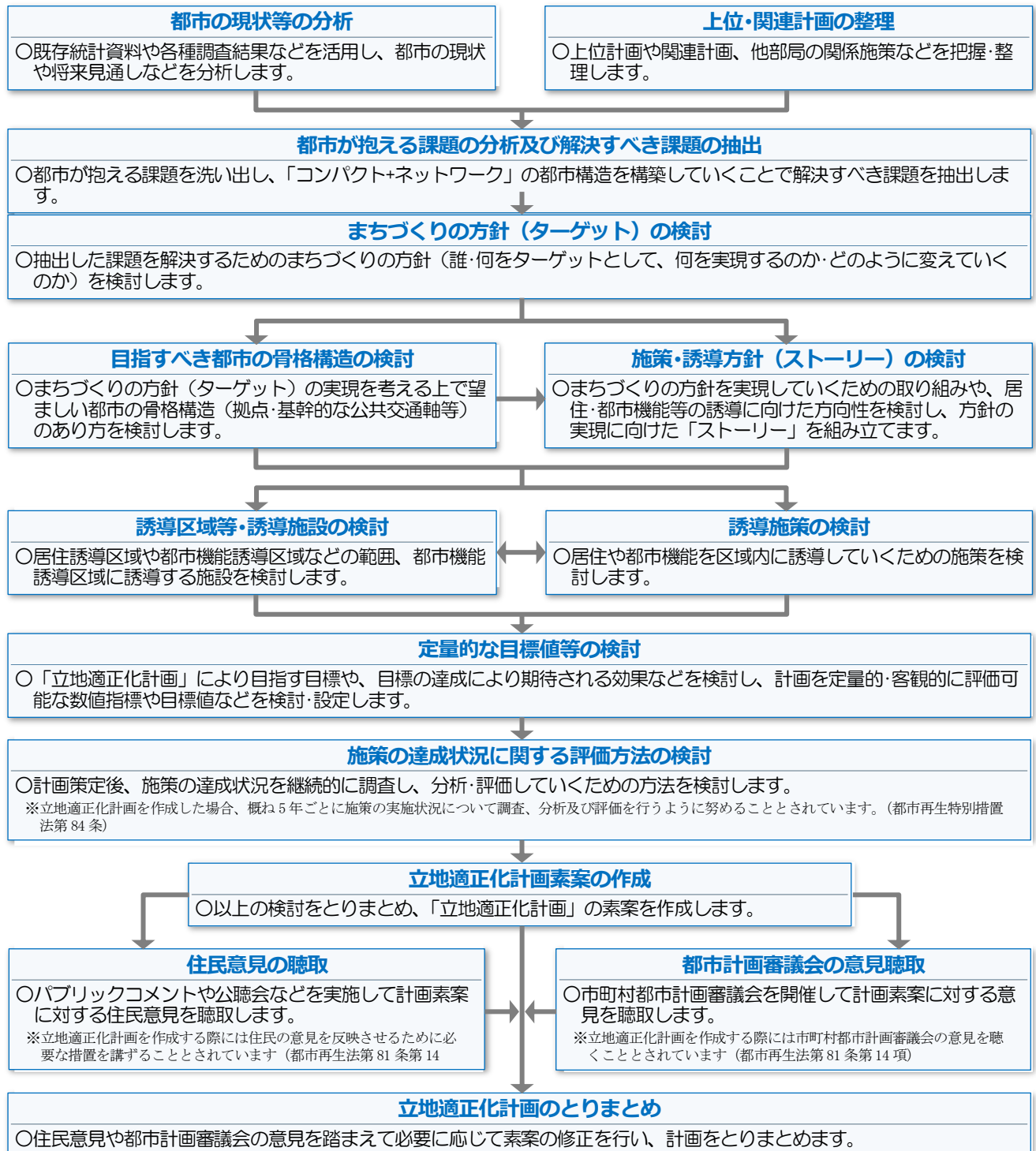
- ✓市街地をできるだけコンパクトにして人口密度を維持⇒生活を支える様々なサービスを維持
- ✓大規模商業施設や大きな病院などについては市の中心部などにできるだけ集約
- ✓市内の各所と中心部などを公共交通（バス・鉄道）などで結ぶネットワークを構築

誰もが住みやすい・暮らし続けられるまちに！

無断の複製、頒布、転用を禁ずる

## 4. 「立地適正化計画」の策定に向けた検討の進め方

- 「立地適正化計画」については、国土交通省が『立地適正化計画作成の手引き』を作成していますので、これを参考にしながら検討を進めていくことになります。
- なお、計画の策定に対しても国による支援制度（集約都市形成支援事業費補助金）が設けられています。



※「立地適正化計画」（届出制度等）の運用開始に際しては、事前に1か月程度の「周知期間」を設ける必要があります。

## 問い合わせ先

株式会社 ケー・シー・エス 東京支社

〒112-0002 東京都文京区小石川 1-1-17

TEL : 03-6240-0597 FAX : 03-6240-0598

E-mail : eigyo@kcsweb.co.jp

URL : <http://www.kcsweb.co.jp/>

無断の複製、頒布、転用を禁ずる